



# 滞納市税でお悩みのかた

税務課管理収納係 ☎(25) 1132 特別滞納整理係 ☎(25) 1136  
伊勢県税事務所納税課 ☎0596 (27) 5127

## 県・市町による 共同滞納整理について

鳥羽市を含む南勢志摩地域の3市4町と伊勢県税事務所では、11月と12月の2か月を「差押強化月間」と位置付け、地方税の滞納整理に取り組みます。

何もせずに未納をそのまま放置しても問題の解決にはならず、それどころか延滞金の増加、勤務先や取引先への調査、差し押さえ・公売などの不利益を受けることになりまますので、早めに相談してください。

## 鳥羽市の滞納市税に 対する取り組み

納付することができずにかかわらず納期限を過ぎても市税などを納付していないかたに、地方税法などで定められた滞納処分を実施します。

その場合は、勤務先・取引先などへ調査を行った後、給与・売掛金の差し押さえを実施するなどの滞納整理を集中的に行ったり、三重地方税管理回収機構に徴収権の移管を行います。

## 三重地方税管理回収機構とは

県内市町の滞納地方税の徴収を専門に行う組織として設立されました。県内各市町の滞納整理案を引き受け、専門的な手法を駆使しながら、迅速な滞納整理を行っています。

鳥羽市の直近3年の移管状況は、次のとおりです。

## 三重地方税管理回収機構への移管状況

年 度	移管件数	徴収額
令和元年度	11 件	29,425,210 円
令和2年度	14 件	8,443,261 円
令和3年度	11 件	22,153,757 円

平成16年の機構設立以降、移管した案件は、延べ約200件で、徴収額は約3億円となっています。

## 放置しないで相談を

「けがや病気」「失業」「新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した」など、やむを得ない事情により一時的に納税することが困難な場合には、市税については鳥羽市税務課(市役所西庁舎2階)、県税については伊勢県税事務所まで相談してください。

※税務課では、事前に予約すると平日の午後8時まで「夜間納税相談窓口」を利用することができません。

## 夜間納税相談窓口の開設

事前予約不要で、夜間納税相談窓口を開設します。気軽に相談してください。  
と き 12月9日(金)  
午後5時15分～7時30分  
と ころ 市役所西庁舎2階 税務課

## 国民健康保険税の減免申請はお済みですか？

税務課市民税係 ☎(25) 1134

新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者(世帯主)の令和4年中の収入が令和3年中の収入より3割以上減少する見込みのかたや、新型コロナウイルス感染症により、生計維持者(世帯主)が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方などを対象に、国民健康保険税の減免申請を受け付けています。

くわしくは税務課市民税係 (☎(25) 1134) まで問い合わせてください。

